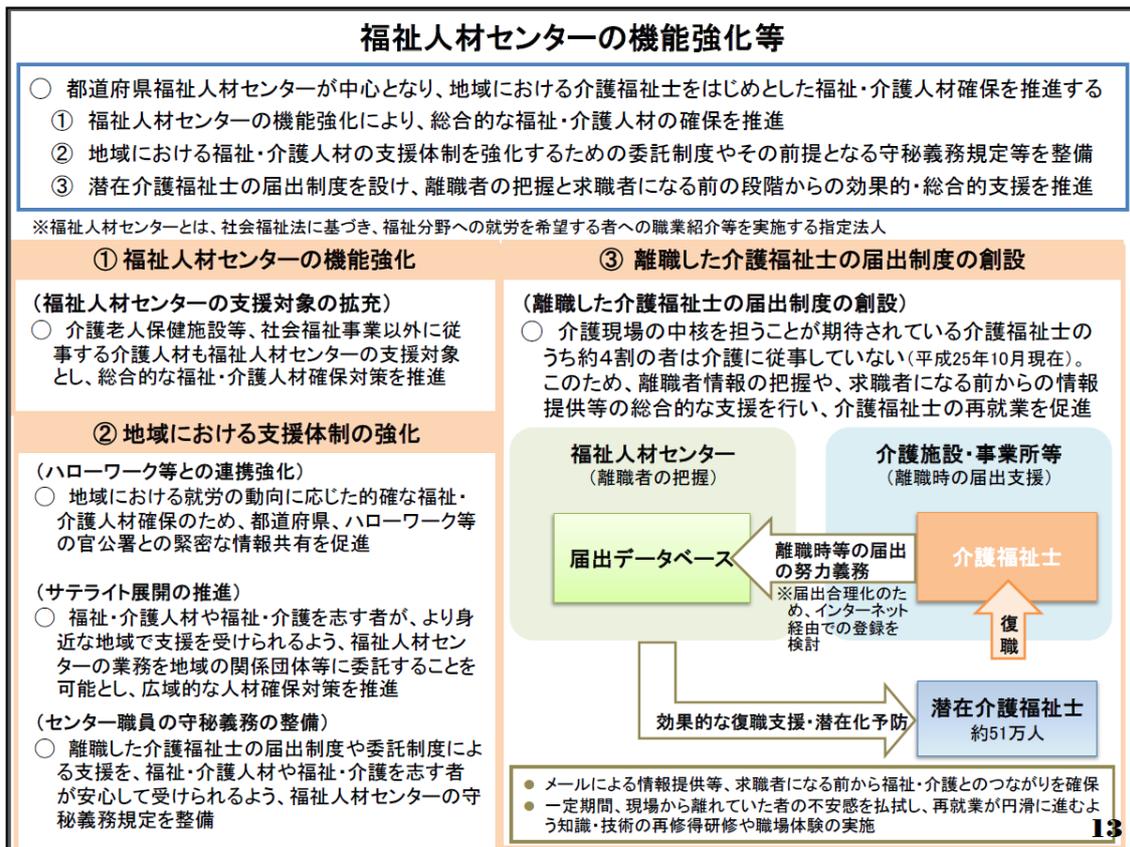


1 離職介護福祉士等届出制度の施行について

○制度創設の背景

- ・ 高齢者数がピークになる平成 37 年には、全国で 37.7 万人の介護人材が不足すると推計されている。
- ・ また、平成 27 年度には「一億総活躍社会の実現」「介護離職ゼロ」関連施策として、介護サービスの整備が前倒しで進められることになった。
- ・ これらを受け、国における介護人材確保の方策の一つとして、「福祉人材センターの機能強化」が社会福祉法の改正により進められることになっている。
- ・ その一つの柱として、潜在介護福祉士（資格はあるが現在介護職として従事していない介護福祉士）を把握するために、離職時の届出制度が創設され、平成 29 年 4 月から施行される。



○制度施行後の取り組み

- ・ 平成 29 年 4 月から離職した介護福祉士の届出制度が開始（届出は努力義務）されるに伴い、福井県福祉人材センター（福井県社会福祉協議会内）では以下の取り組みを行う。

①離職介護職員に向けた周知活動

ハローワークや各介護事業所、養老施設、介護福祉士会等に制度周知用のポスター・チラシ等を送付して、それぞれ求職登録者や離職者、卒業生、会員に対して制度周知を行うほか、新聞広報やショッピングセンターでの制度 PR 活動を行う。

②届出者のシステムへの登録

福祉人材情報システム（「福祉のお仕事」検索システム）に実装される「届出システム」により届出者本人もしくは福祉人材センターが代行して届出内容の登録を行う。

届出の対象：介護福祉士（努力義務）の他、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者、旧ホームヘルパー養成研修 1 級・2 級課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者も離職時に登録することができる。

③届出者に対する情報提供・再就職支援

届出者専用のページやメール、郵送により再就職準備金等の貸付事業や就職フェア等の情報提供、現場見学会や介護技術研修等を行う。

せつがくの、 資格。

介護福祉士等
の資格をお持ちの
皆さんへ



2017年
4月より

介護福祉士等の資格保有者を生涯支える 離職時の届出制度スタート

登録すると、復職支援のための **求人紹介** **技術研修** などのサポートも。

社会福祉法の改正により、2017年4月1日から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届出ることが努力義務となりました。また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができます。さらに、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方もぜひ、ご登録ください。

対象資格・研修

介護福祉士

介護職員
初任者研修

介護職員
実務者研修

旧ホームヘルパー
養成研修1級・2級課程

旧介護職員
基礎研修

登録は
こちらから



届出票(変更届)

平成29年4月1日運用開始予定の届出
制度対応システム上の届出項目

【届出者情報】

届出年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 ※			
生年月日(西暦) ※	年 月 日	性別 ※	
現住所 ※	〒 -		
電話番号1 ※	- -	電話番号2	- -
FAX番号	- -		
メールアドレス1 ※		メールアドレス2	

【資格情報】

保有資格/修了資格 ※	介護福祉士	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録番号	
			登録年月日	年 月 日
	保育士	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	登録番号	
			登録年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 実務者研修 <input type="checkbox"/> 初任者研修(ホームヘルパー2級) <input type="checkbox"/> 介護職員基礎研修 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー1級 <input type="checkbox"/> その他 NNNNNNNNNN			
その他福祉関係資格	<input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 精神保健福祉士 <input type="checkbox"/> その他()			

【就業情報】

就業状況 ※	<input type="checkbox"/> 現在、介護分野で就業中 <input type="checkbox"/> 現在、保育分野で就業中 <input type="checkbox"/> 現在、介護・保育以外の福祉分野で就業中 <input type="checkbox"/> 福祉分野以外で就業中 <input type="checkbox"/> 就業予定 (介護・保育・その他福祉・福祉以外) <input type="checkbox"/> 就業していないが求職中 (福祉・福祉以外) <input type="checkbox"/> 就業していない <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> その他()	勤務経験年数	介護分野	年
			保育分野	年
			それ以外の福祉分野	年

【離職情報】

離職年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 転職(同分野に勤務) <input type="checkbox"/> 転職(前職と異なる福祉分野に勤務) <input type="checkbox"/> 転職(福祉分野以外に勤務) <input type="checkbox"/> 進学・留学 <input type="checkbox"/> 結婚・出産・育児 <input type="checkbox"/> 家族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 体調不良・療養 <input type="checkbox"/> 定年・雇用契約満了 <input type="checkbox"/> その他	その他を選択した方は詳細記入
離職理由			

【復職に関する情報】

復職の意向	<input type="checkbox"/> すぐに <input type="checkbox"/> いずれ <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
再就職にあたっての希望条件	
再就職に向けた必要な情報	

上記の内容で変更を届け出ます。

年 月 日 氏名 :

介護職員として再就職するための準備資金を貸付します！

平成28年度離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、離職した介護人材のうち一定の知識と経験を有する者に対し、介護職員として県内で再就職する際に必要となる再就職準備資金を貸し付けし、県内の潜在介護人材の呼び戻しの促進を図り、もって福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付対象者（次のすべてを満たす方）

- ①福井県内に住民登録をしている者
- ②介護職員等としての実務経験が1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者
- ③介護人材として求められる一定の知識および経験を有する者として次のいずれかに該当する者
 - ア 介護福祉士
 - イ 実務者研修施設において必要な知識および技能を修得した者
 - ウ 介護職員初任者研修を修了した者（介護職員基礎研修、1級課程または2級課程を修了した者も含む）
- ④介護職員処遇改善加算を取得している県内の介護事業所または施設に介護職員等として平成28年4月1日以降に再就職または内定決定をした者で、再就職先の雇用形態が正規職員または労働日数および労働時間が正規職員の3/4以上である者
（介護職員処遇改善加算取得の有無は、再就職先の介護事業所または施設にご確認ください。）
- ⑤直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就職する日までの期間が1年以上あり、その間、県内で介護等の業務に従事していない者
- ⑥直近の介護職員等としての離職日から介護職員等として再就職するまでの間に、あらかじめ、福井県福祉人材センターに届け出を行った者

3. 貸付額と利子

（1）貸付額は、20万円を上限とします。なお、貸付の対象は次のとおりです。

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費または参考図書等の購入
- ・靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具または当該道具を入れる鞆等の費用
- ・敷金、礼金または転居費など転居に伴う場合に必要となる費用
- ・通勤用の自転車またはバイクの購入費 など

ただし、就職日前後3カ月以内の支出に限ります。

（2）貸付回数は1人につき1回限りです。

（3）利子は無利子です。ただし、返還の免除に該当しない場合で、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年5%の延滞利子を徴収します。

4. 返還の免除

介護職員処遇改善加算を取得している県内の介護事業所または施設の介護職員等として就職した日から、県内において2年間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

なお、災害、疾病、負傷、育休等やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は免除対象となる従事期間には含めません。

また、借受人が介護職員等の業務に従事する意思がなくなったなど、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

5. 貸付の人数（平成28年度分）

60人程度（先着順）

6. 申請の手続き方法

再就職準備資金の貸付を希望する方は、就職後3カ月以内に下記の「8・申請先・問い合わせ先」にご持参ください。

- (1) 離職介護人材再就職準備資金貸付申請書兼再就職準備金利用計画書（様式第1号）
- (2) 離職介護人材再就職準備資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第2号）
- (3) 世帯全員の記載がある住民票
- (4) 介護職員等としての実務経験が1年以上有すること、および1年以上離職していたことを証明する書類（様式第3号）
- (5) 「2. 貸付対象者」の③を証明する資格証明書の写しまたは研修修了書の写し
- (6) 再就職（内定・決定）証明書（様式第4号）
- (7) 再就職準備資金の使途が確認できる書類（見積書または領収書）

※ただし、平成28年4月1日から平成28年8月1日までに就職した方は平成28年8月1日から3カ月以内までは申請できます。なお、平成28年4月1日以降で就職日前後3カ月以内の支出に限ります。

*申請には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者です。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人としてください。

7. 貸付の決定および貸付金の交付

申請書類を審査し、申請書を受領後14日以内に貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

貸付金の交付は、県社協が借受人から離職介護人材再就職準備資金振込口座申請書を受領後、約1箇月以内に指定口座に振り込みます。

8. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先および申請書の提出先は次とおりです。

〒910-8516	福井市光陽2丁目3番22号
	社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
	地域福祉課 「離職介護人材再就職準備金」担当
	TEL0776-24-4987

介護福祉士資格取得のための実務者研修受講資金を貸付します！

平成28年度介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業 募集要項

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、介護福祉士の資格を取得し、将来福井県内においてその業務に従事しようとする方々に実務者研修受講資金を貸付し、福井県の福祉人材の確保と福祉の増進を図ることを目的に実施するものです。

2. 貸付の対象者（次のすべてを満たす方）

- ①平成28年4月から介護福祉士実務者研修施設に在学し、県内に住民登録をしている者
または県内の実務者研修施設に在学している者
- ②申請時に県内で常時雇用している従業員数が100人未満である法人において、介護等の業務に従事している者

3. 貸付額と利子

- (1) 貸付額は、実務者研修受講資金として20万円以内です。
- (2) 利子は無利子です。ただし、返還債務の返還期限を過ぎた場合は年5%の延滞利子を徴収します。

4. 貸付金の交付

貸付決定後、貸付決定者から振込口座申請書を福井県社会福祉協議会が受領後、約1か月以内に指定口座に振り込みます。

5. 返還の免除

介護福祉士実務者研修施設の課程を修了した日（実務者研修施設の課程を修了した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。）から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において介護福祉士の業務に引き続き2年間従事したときは、貸付金の返還が免除されます。

ただし、この条件に該当しない場合は、貸付金を返還していただくこととなりますので注意してください。

6. 平成28年度貸付決定予定人数
10人（先着順）

7. 申請の手続き方法

実務者研修受講資金の貸付を希望する方は、下記の「9・申請先・問い合わせ先」にご持参いただくか、または郵送（消印有効）により提出してください。

- (1) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 貸付申請時に県内において介護等の業務に従事している施設または事業所からの推薦書（様式第2号）※各法人からの推薦は原則2人までとします。
- (3) 介護福祉士実務者研修受講資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第3号）
- (4) 世帯全員の記載のある住民票
- (5) 実務者研修施設での受講を証明する書類
- (6) 業務従事証明書

*申請には、連帯保証人が必要です。連帯保証人は、生計を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者です。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人としてください。

8. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者あてに通知します。貸付が決定した方には借用書等を提出していただきます。

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

【申請先・問い合わせ先】

〒910-8516 福井市光陽2丁目3番22号
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会
地域福祉課 介護福祉士実務者研修受講資金担当
TEL0776-24-4987

10. その他

上記の「7. 申請の手続き方法」の(1)～(3)の様式は、下記のアドレスからダウンロードができます。

<http://www.f-shakyo.or.jp>

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」
の一部改正について

計72枚（本紙を除く）

Vol.420

平成27年2月12日

厚生労働省老健局振興課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3936)
FAX：03-3505-7894

「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」の一部改正の概要

1. 受験要件等の見直しの背景とそれに伴う要綱改正の背景

「介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を行い、平成25年1月に中間とりまとめを行ったところである。

検討会においては、受験要件も含め、介護支援専門員実務研修受講試験の実施方法を見直すことにより介護支援専門員の専門性の向上を図るべきとされた。

そこで、検討会で提言された内容等を踏まえ、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件及び法定資格保有者に対する試験の解答免除の取扱いを見直すこととした。

2. 受験要件等の見直しにあたっての基本的な考え方

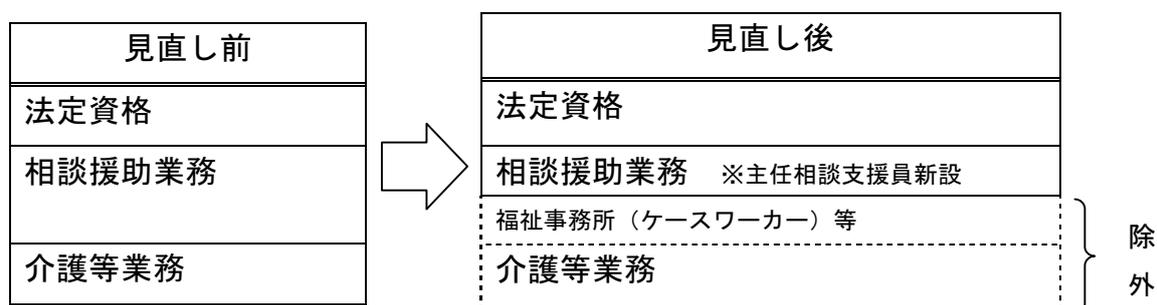
○受験要件

現在、介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者、相談援助業務従事者及び介護等の業務従事者であって定められた実務経験期間を満たした者が受験できることとなっている。

介護支援専門員に係る様々な課題が指摘されている中で、今後、介護支援専門員の資質や専門性の向上を図っていくことが必要であることから、受験要件について、上記の法定資格保有者に限定することを基本に見直すこととした。

なお、介護支援専門員の業務が相談援助業務の性格を有することを考え、相談援助業務の経験がある者については、引き続き受験資格を有する者とする範囲とする。

受験対象者については別紙のとおりとする。



○法定資格取得者に対する試験の解答免除の取扱い

介護支援専門員として利用者を支援していくには、介護保険制度に関する知識だけでなく、保健・医療・福祉に関する幅広い知識や技術が求められることから、保有資格によって認められている解答免除を廃止することとした。

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

2. 生活相談員

生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

障害者総合支援法第5条第16項及び児童福祉法第6条の2第6項に規定する事業の従事者として従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

(参考) 従来の介護支援専門員(ケアマネジャー)の受験要件

平成29年度の試験まで
有効な受験要件

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格(下記のいずれかの要件を満たす者)

法定資格<実務経験5年>

○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士。

相談援助業務<実務経験5年>

○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上

- ・老人福祉施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人デイサービス事業、障害者自立支援法に基づく共同生活介護
- ・福祉事務所(ケースワーカー)
- ・医療機関における医療社会事業(MSW) など

介護等業務<実務経験5年又は10年>

○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、

- ①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、
- ②それ以外であれば10年以上

- ・介護保険施設、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人居宅介護等事業、障害者自立支援法に基づく居宅介護 など